

刊行のことば

世界は一刻も休んでいない。しかも、今日は、交通通信の発達により、国境を越えた人、物、金、情報等の流通がますます活発になりつつある。いわゆるグローバルゼーションの流れの中で、世界各国の社会経済は、過去には見られなかったような速さで変化しつつある。農業といえども、その例外ではあり得ない。

日本の農業も、独自の条件をもっているとはいえ、世界の農業とのつながりは、ますます大きくなっている。世界とともに考え、世界とともに伸びるのが、日本農業の今日の使命である。この叢書の目的とするところは、まさにこの使命を忠実に実行するところにある。

編集委員

安藤光義	鈴木宣弘
池上彰英	立川雅司
大山利男	三石誠司
	(五十音順)

アメリカのワイン法の概要

解題/ 高橋 梯二

翻訳/ 高橋 梯二・宇都宮 仁

解題	1
アメリカのワイン法の概要	4
基本免許等	4
ワインの表示及び宣伝	6
ワインの認識の基準	6
ワインの表示規則	14
保税地域からのワインの引取り	22
国内でびん詰め又は容器詰めされるワインのラベル許可	22
ワインの容器に関する基準	23
アメリカのブドウ品種名	23
アメリカブドウ栽培地域(AVA)	24
地理的な意味を持つ外国のジェネリック名称	26
ワインの製造	27
ワインの生産	27
ワインの保存、処理、仕上げ	30
記録及び報告	43

解 題

高橋 梯二

(東京大学農学生命科学研究科非常勤講師)

本稿は、アメリカにおいてワインを規制しているアルコール管理法 (Federal Alcohol Administration Act) に基づくアメリカ連邦規則タイトル 27 (Code of Federal Regulation Title 27: Alcohol, Tobacco and Firearms) のうちワインに関する規則の主要部分の概要の翻訳である。また、アメリカでは、清酒も農産物の発酵によるワインとしてワインの分類に含まれるので、訳出した諸規定のかなりの部分は清酒にも適用される規則でもある。

日本においては、ワインは酒税法及び酒団法によって規制されているが、これは、酒税の確保を主な目的とする法律であり、ワイン産業の振興や消費者の保護はほとんど視野にない法律である。しかも、ワインの消費量と生産量が微々たる時代に作られた法律なので、ワインの独自の定義規定はなく、果実酒として定義されているのみである。

さらに、ワインについては消費者に正しく、かつ必要な情報を提供する観点から、また、事業者の公正な競争を確保するうえでも表示が極めて重要であるにもかかわらず、日本では表示に関する基準には法的根拠がなく、業界一部の自主基準で済ませている。また、世界では、高品質ワインと日常消費ワインとの仕分けをし、高品質ワインには、産地表示規制など厳格な規制を適用し、品質の維持・向上と消費者に対する品質保証を行っている。さらに、原産地名を付したワインは知的所有権たる地理的表示として、内外で名称の保護がなされている。このような制度がワインの国際貿易の枠組みになっているが、日本ではかかる法制度は基本的には導入されていない。

ワインのグローバル化が急速に進展するにつれ、アメリカ、オーストラリア、アルゼンチンなどの新世界のワインが大きく進展するとともに、今までワイン産地でなかった、中国、ベトナムなどがワイン市場に参入し始めており、日

本も法律に支えられたワイン産業の発展が図られないとグローバル化の波にのみこまれてしまう危険もある。このような情勢から、事業者の一部及び学識経験者は日本ワイン法の制定の必要性を訴え、「日本ワイン法制定推進会議」を結成して運動を展開している。

2011年に日本とEUとの自由貿易協定の予備協議が開始されたが、EUは自由貿易協定においてワインを含むEUの農産物・食料品について自由貿易協定においてEUの地理的表示産品を日本市場で保護するよう求めている模様である。日本では、農産物・食品についての地理的表示制度は導入されておらず、自由貿易協定を成立させるうえからも、地理的表示の法制度化が必要になっている。

アメリカは、禁酒法を導入した国であり、アルコールに対する警戒心の強い国でもある。したがって、ワイン法においては安全で安心なワインの製造と消費者に対する正確な情報の提供にかなりの重点が置かれている。しかしながら、事業者の自由度も認め、比較的自由に近代的技術の使用を認めているが、それらについての記録の保持やトレーサビリティを強く求めてもいる。また、表示については、ワインの分類や種類の表示規制は詳細に規制しているが、そのほかは、表示禁止事項以外は真実であれば何を表示してもよいという自由度を認めている。それだけに、ラベルは当局の許可制を採用している。

一方、EUのワイン法は、過剰生産の防止による通常消費ワインの品質の低下と価格の下落の防止に重点を置くとともに、上質ワインについては、地理的表示制度（原産地呼称制度）の活用によるワインの品質の維持・向上と世界市場でのヨーロッパワインの名声の維持に重点が置かれている。このため、上質ワインである地理的表示ワインについては、詳細な生産基準を定め、監視機構も設け、生産者に厳しい規制を課している。それだけに、EU市場に輸入されるワインについても、特に表示について厳しい規制を適用している。

日本でワインについての制度を整備していく場合、ワイン生産の先進国でもあり、また、ワイン制度についても世界的に大きな影響力を持つEU及びヨー

ロッパ諸国のワイン法をよく知る必要があるが、ワイン生産と消費の後進国を代表するアメリカのワイン法もよく研究しておく必要がある。日本では、フランス、イタリアなどの法制度のほかEUの制度については研究がかなりの程度なされているが、アメリカなどの法制度はほとんど研究がなされていない。本稿は、アメリカのワインの法制度を知る上での第一歩になるものである。アメリカ連邦規則は詳細に定められており、アメリカが輸入するワイン（清酒を含む）についての規制も定められている。したがって、この連邦規則をみれば、輸入規制もかなりの程度把握できるのである。

なお、翻訳については、ワインの製造に関する第24章は、宇都宮仁が担当し、それ以外は高橋梯二が担当した。

アメリカのワイン法の概要

- 連邦規則コード (CFR) タイトル 27 -

高橋 梯二・宇都宮 仁¹ 訳

基本免許等 (第 1 章)

1. 基本免許 (清酒にも適用される)

(1) 輸入業者 (第 1.20 条)

本法に基づく基本免許のない者は、蒸留酒、ワイン及び麦芽飲料のアメリカへの輸入に従事することができない。

(2) 生産者、調製者(rectifier)、ブレンダー、貯蔵業者 (第 1.21 条)

本法に基づく基本免許のない者は、蒸留酒の蒸留、ワインの生産、調製・ブレンド又はびん詰を行うことができない。

(3) 卸売業者 (第 1.23 条)

本法に基づく基本免許のない者は、卸売りのために蒸留酒、ワイン又は麦芽飲料を購入し、販売する事業に従事できない。

(4) 免許の期間 (第 1.43 条)

基本免許に有効期限はない。

(5) 免許の自動消滅 (第 1.44 条)

基本免許の貸与、譲渡、自発的な移転をすることができない。また、このような場合、基本免許は、消滅する²。

2. ワイン及び蒸留酒の非工業的使用 (清酒にも適用される)

ワインの使用 (第 1.61 条)³

次のワインの利用は、工業用とみなされ、非工業用ワインとしての適用から除外される。

- (1) 酢の生産用として使用される場合で、税の支払いがないワイン
- (2) 試験・研究用として税の支払いがないワイン
- (3) 政府等が分析等のために用いる場合で税が免除されているワイン
- (4) 飲料として適切でないワイン

¹ (独) 酒類総合研究所情報技術支援部門長

² 小売り免許は、州又は郡から発行される。

³ ワインの定義については、1918 年連邦収入法 (26U.S.C.5381-5392) (税法) でなされており、非工業的な使用がなされるもので、アルコール度が 7%以上 24%以下のものとして定義されている。